

令和7年

春の全国交通安全運動

神奈川県実施要綱

スローガン

～ 新入学児童・園児を交通事故から守ろう ～



神奈川県交通安全対策協議会



目 的

入学や進級を迎える４月以降は、こどもの関係する交通事故が増加する傾向にあります。そこで、こどもたちをはじめすべての県民を交通事故から守るために、県民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施します。

運 動 重 点

- １ こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- ２ 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- ３ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
- ４ 二輪車の交通事故防止 （県の重点）

期 間

実施期間

令和７年４月６日（日）から令和７年４月１５日（火）

交通事故死ゼロを目指す日（シートベルトの日）

令和７年４月１０日（木）

運動重点に関する主な推進事項

～こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践～

- 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進
- 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
- 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童へ教育を促す取組の推進
- 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

～歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進～

- 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- 横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
- 運転中の携帯電話等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進
- 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という飲酒運転を許さない社会環境を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
- 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進

～自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底～

- 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- 夜間におけるライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進
- 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）により、令和6年11月1日から施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進
- シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進

～二輪車の交通事故防止～

- 二輪車の特性の周知及びあごひもは緩みなくしっかりと締めるなどヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- 若者層のみならず、中高年層に対する二輪車安全運転教育と広報啓発の推進

重点の取り組み方

令和7年度神奈川県交通安全県民運動事業計画の「各季の運動の取り組み事項」に準ずるものとします。



推進要領（関係機関など）

神奈川県交通安全対策協議会構成機関・団体が共通して推進する事項

- 「運動の重点に関する主な推進事項」に基づき、地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 関係機関・団体の職員等に、運動の周知を図ります。
- 各種会議、行事を通じてこの運動の趣旨を積極的に周知するとともに広報紙(誌)・機関紙(誌)を発行するときは、努めて交通ルールの遵守と交通マナーの向上を呼びかける記事などの掲載に努めます。

交通安全協会など交通関係団体及び地域関係団体の推進する事項

- キャンペーンの開催及びSNSなどを通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場などでの自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動で、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。

教育機関・団体の推進する事項

- 参加・体験・実践型の交通安全教室を推進します。
- 学校では、神奈川県学校交通安全教育推進会議が推進する「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、交通社会の一員として、思いやりと責任ある行動が常に取れるよう、教育活動全体を通して交通安全教育を推進します。

道路管理者・鉄道事業者などの推進する事項

- 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

警察の推進する事項

- 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。
- 高齢者やこどもの保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。
- こども、高齢者、二輪車運転者及び自転車利用者などへの交通安全教室を積極的に推進します。
- 反射材の視認効果や、有効な使用方法等の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

県・市・区・町・村の推進する事項

- 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画などを策定するとともに、関係機関・団体と連携した運動を推進します。
- 各種メディアを活用して、運動の周知と交通安全のための広報啓発を推進します。

1 横断する意思を明確にする!



横断歩道では、手を上げるなどをして運転者に対し、横断する意思を明確に伝えましょう。

2 横断歩道を渡る!



横断歩道外の横断や車両の直前直後の横断など、無理な横断はやめ、横断歩道を渡りましょう。

神奈川県 歩行者 安全五則

歩行者もルール・マナーを守りましょう!

3 歩きスマホはしない!



歩行中は、わき見の原因となるスマホなどを注視することがないようにしましょう。

5 反射材を身に着ける!



薄暮や夜間には、光の反射で存在を示すことができる反射材を身に着けましょう。

4 危険な踏切横断はしない!



踏切は、警報器が鳴ったら渡らない。遮断機を跨がない、くぐらないことを徹底しましょう。

神奈川県交通安全対策協議会事務局
神奈川県 暮らし安全防災局 暮らし安全部 暮らし安全交通課



公式X (旧Twitter)

電話番号 045—210—1111(代)



公式ホームページ